

# 大月市 提携住宅ローンのご案内

大月市内に住宅を取得する予定で、  
住宅ローンを考えている方に  
お知らせです！

「大月市定住促進（中古）  
住宅取得助成金制度」の  
利用対象者は、

住宅ローンの金利が  
特別優遇されます。



**【お問い合わせ先】**  
**大月市総務部企画財政課**  
**住所:大月市大月2-6-20**  
**電話:0554-23-5011**


## ◎ 大月市定住促進(中古)住宅取得助成金制度を利用するには？

### (5) 大月市定住促進(中古)住宅取得助成金の交付申請(申請者→市)

住宅を取得後、大月市定住促進(中古)住宅取得助成金制度の申請を行ってください。

詳しくは「大月市定住促進住宅取得助成金制度のご案内」「大月市定住促進中古住宅取得助成金制度のご案内」をご覧ください。

大月市  
定住促進住宅取得助成金制度の  
ご案内




大月市内に住宅を取得する方に  
住宅取得助成金制度を新設しました！

大月市内の方が新築住宅を取得した場合、  
助成金を最高120万円交付します。

大月市外の方が新築住宅を取得した場合、  
助成金を最高150万円交付します。

【問い合わせ先】  
大月市総務部企画財政課  
大月市大月2-6-20  
電話:0554-23-5011

大月市  
定住促進中古住宅取得助成金制度  
のご案内



大月市内の中古住宅を取得する方に  
住宅取得助成金制度を新設しました！

大月市内の中古住宅を取得した場合、  
助成金を最高20万円交付します。

【問い合わせ先】  
大月市総務部企画財政課  
大月市大月2-6-20  
電話:0554-23-5011

### 【ご注意ください】

- ◎「大月市定住関連助成金交付対象証明書」は、助成金の交付決定通知ではありませんのでご注意ください。
- ◎大月市定住促進住宅取得助成金制度(左側)の申請については、新築住宅の所有権を移転した日または工事引渡しを受けた日から、2ヶ月を経過する日までに交付申請書の提出が必要です。
- ◎大月市定住促進中古住宅取得助成金制度(右側)の申請については、中古住宅の所有権を移転した日から、3ヶ月を経過する日までに交付申請書の提出が必要です。

# ～大月市定住促進(中古)住宅取得助成金制度及び 提携住宅ローンの流れ～

## ◎ 大月市提携住宅ローンを利用するには？

本市へ住宅を取得する予定があり、大月市定住促進（中古）住宅取得助成金を受給する意思を有する者を対象としています。

手続きは以下のとおりとなります。

### (1) 大月市定住関連助成金交付対象証明願の提出（利用希望者→市）

「大月市定住関連助成金交付対象証明願」と以下の書類を大月市役所企画財政課へ提出してください。

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②世帯全員の市税等に滞納がないことの証明書  
（納税証明書又は非課税証明書、1ヵ月以内に発行されたもの）
- ③建築確認通知書（新築物件の確認資料）
- ④建物の案内図
- ⑤居住用面積が確認できる書類（建物平面図等）
- ⑥工事請負契約書又は売買契約書の写し

### (2) 大月市定住関連助成金交付対象証明書の発行（市→利用希望者）

内容を審査し、審査の結果、対象者であると認められる場合は、「大月市定住関連助成金交付対象証明書」を利用希望者に発行します。

### (3) 大月市提携住宅ローンの申し込み（利用希望者→取扱金融機関）

利用希望者は、取扱金融機関が定めるローン申込書及び必要書類に、「大月市定住関連助成金交付対象証明書」を添付の上、取扱金融機関へ直接申し込みます。

### (4) 大月市提携住宅ローンの審査(取扱金融機関→利用希望者)

取扱金融機関で内容の審査を行い、審査の結果を直接利用希望者に通知します。なお、大月市定住関連助成金交付対象証明書が発行された場合でも、住宅ローンが必ず利用できるわけではありません。詳しくは取扱金融機関までお問い合わせください。